

Ⅲ．経営規模等評価申請書等作成について

◎記載例

様式第二十五号の十四	．．．．．	P 2 0
別紙一（工事種別別完成工事高・工事種別別元請完成工事高）	・	P 2 6
工事種別別完成工事高付表	．．．．．	P 3 0
様式第二号（工事経歴書）	．．．．．	P 3 3
別紙三（その他の審査項目）	．．．．．	P 3 9
別紙二（技術職員名簿）	．．．．．	P 4 6
提出票	．．．．．	P 4 9, P 5 0

◎具体的な記載例

項番「18」（決算期が12か月に満たない場合の「利益額」の算出方法及び記載方法）	．．．．．	P 5 1
項番「31」「32」（工事種別別完成工事高・工事種別別元請完成工事高）	．．．．．	P 5 2～P 5 8
白色申告者の完成工事高・元請完成工事高 月別集計表の例示	・	P 5 9

再審査の場合は抹消する。

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書記載要領については
P22からを参照。

総合評定値(P点)の請求をしないときは抹消する。

令和 7 年 7 月 8 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

通常の申請の場合は抹消する。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

法人は法務局に登録してある所在地を記載。
個人事業主の場合は住民票の住所を記載。

ゴム印可

太枠内は記入しない。

地方整備局長
愛知県 知事 殿名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知建設工業株式会社
申請者 代表取締役 愛知 太郎

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日		令和 3 年 5 月 日		
申請許可番号	大臣知事コード	国土交通大臣 愛知県知事 許可(一般)	第 0000758 号	平成 30 年 7 月 29 日
前回の申請時の許可番号	大臣知事コード	国土交通大臣 知事 許可(一般)	第 号	平成 年 月 日
審査基準日	令和 7 年 03 月 31 日	通常、直前の事業年度の終了日を記入。		
申請等の区分	05	記載要領8のコード表(P22参照)により該当する申請等の種類コードを記入		
処理の区分	06	通常、項番「06」の左欄は、「00」(12か月ごとに決算を完了した場合)を記入し、それ以外の場合は、P23のコード表より該当するコードを記入する。また、右欄については、通常は空白とし、事業開始後決算未到来、合併、営業譲渡、会社分割等特殊事業の場合はP61のコード表より該当するコードを記入する。		
法人又は個人の別	07	1 (1.法人)	資本金額又は出資総額	法人番号
商号又は名称のフリガナ	08	アイチケンセツコウギョウ		
商号又は名称	09	愛知建設工業(株)		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	アイチ タロウ		
代表者又は個人の氏名	11	愛知 太郎		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	23106		
主たる営業所の所在地	13	三の丸3-1-2		
郵便番号	14	460-8501	電話番号	052-961-2111
許可を受けている建設業	15	21121111111111111111		
経営規模等評価対象建設業	16	99999999999999999999		

申請時に許可を受けている建設業(審査基準日時点ではありません)の欄に、一般建設業は「1」を、特定建設業は「2」を記入する。

経営規模等評価申請等を行う業種の欄に「9」を記入する。
なお、許可を受けている建設業のうち、完成工事高の移行(P30~32を参照)を希望する場合、移行元の業種は経営規模評価対象建設業として申請する事は出来ませ

行政書士による代理・代行申請の場合は、行政書士職印を押印してください。

自己資本額について

- ・「1. 基準決算」を選択する場合は、項番「17」に、審査基準日時点での自己資本額を記入する（経営状況分析結果通知書の「自己資本」と一致）。
- ※連結決算の場合は、申請会社単独の自己資本額（事業年度終了届出書の貸借対照表における「純資産合計」）を記入する。
- ・「2. 2期平均」を選択する場合は、項番「17」に、基準決算の自己資本額と、直前の審査基準日時点での自己資本額の平均値を記入する。

2期平均を選択する場合のみ記入する。

自己資本額 項番 17 3 5 10 13 (千円) 2 (1. 基準決算) 2 (2. 2期平均)

マイナスの場合は、「-」ではなく、「△」を記入。

千円未満切り捨て。「千円単位」で右詰めで記入し、左余白は空白。

基準決算 3 5 5 6 1 (千円) 直前の審査基準日 5 3 8 8 2 (千円)

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 10 13 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益 + 減価償却実施額

右の4つの数値を合計し、算出した値を2で割った値を項番「18」に記入する。4つの数値については、項番06で処理区分が「00」の場合は、経営状況分析結果通知書の下部に記載されている「参考値」を記入する（決算期変更、連結決算、合併・会社分割等の場合を除く）。（この例の場合、 $(-16056 + 6464 + 0 + 4772) \div 2 = -2410$ なので、「△2410」と記入する。）

審査対象事業年度 審査対象事業年度の前の審査対象事業年度 営業利益 △ 1 6 0 5 6 (千円) 営業利益 6 4 6 4 (千円) 減価償却実施額 0 (千円) 減価償却実施額 4 7 7 2 (千円)

決算期が12か月に満たない場合等の「利益額」は、完成工事高と同じ方法で換算して算出し、余白に算出式を記入する(P51参照)。

技術職員数 1 9 3 5 7 (人)

別紙二「技術職員名簿」に記載した人数を記入する。

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 5 0 0 0 0

経営状況分析を受けた機関の名称

0000000000000000

総合評定値を請求する場合(項番「05」申請等の区分でコード“1”“3”“4”の場合)は、経営状況分析結果通知書(P97参照)の右上部分の登録経営状況分析機関の登録番号をカラムに記入し、名称を記入する。

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

申請の内容に対する質問等に対応できる者を記入する。
行政書士による代理・代行の場合、行政書士事務所名・行政書士職氏名、行政書士の連絡先を記入してください。

連絡先

所属等 営業第一課

氏名 愛知 一郎

電話番号 052-954-6503

ファックス番号 052-972-6517

様式第二十五号の十四の記載要領（建設業法施行規則より）・注意事項

- 1 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、
「建設業法第 27 条の 26 第 2 項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第 27 条の 28 の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第 27 条の 29 第 1 項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「 地方整備局長 「国土交通大臣 「般
愛知県知事」、 愛知県知事」及び 特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第 19 条の 4 第 1 項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに 1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□□□2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 □□「申請時の許可番号」の欄の 「大臣
知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）（国土交通大臣・都道府県知事コード表 P 6 0 参照）の分類に従い、該当するコードを記入すること。（愛知県知事許可の場合は「23」となります。）
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば□□□□□□又は□□月□□日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在 2 以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 □□「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と今回の申請時の許可番号が異なっている場合（許可換え又は建設業者から営業の主たる部分を承継した場合等）についてのみ記入すること。
注 許可更新等による許可年度の変更のみで、許可番号（「（般－〇〇）第□□□□□号」の「□□□□□号」の部分）が異ならない場合は記入不要。
- 7 □□「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表第二（P 6 1 参照）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和 7 年 3 月 31 日であれば、□□年□□月□□日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
注 経営事項審査申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることができません（P 2 参照）。
- 8 □□「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申 請 等 の 種 類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 9

0	6
---	---

 「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12 か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合
01	6 か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他 12 か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例 1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和 6 年 10 月 1 日に当該組織変更の登記を行った場合で令和 7 年 3 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき (例 2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和 6 年 3 月 31 日に終了した場合で事業年度の変更により令和 6 年 12 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和 6 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で令和 7 年 3 月 31 日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和 7 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和 8 年 3 月 31 日）より前の日（令和 7 年 11 月 1 日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（二）（P 6 1 参照）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 10 **0** **7**「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合によりのみ当該法人番号を記入すること。

- 11 ①⑧「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「ギ」又は「パ」のように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

- 12

0	9
---	---

 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例

	(	株	)	
--	---	---	---	--

 甲 建 設
乙 建 設

	(	有	)	
--	---	---	---	--

)

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 1 0「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ギ 又は パ のように1文字として扱うこと。

- 14 **① ①**「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に 1 カラム空けて記入すること。

注 原則として、申請書類の受付後は、申請者側の理由による訂正は出来ません。誤った申請内容に基づく経営事項審査の結果が通知されますので、申請前に再度内容をご確認ください。

- 15 **1** **2** 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記

入すること。＊市区町村コード一覧表参照（P 60）

- 16 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば 3 の 丸 3 1 2 のように記入すること。
- 17 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 0 5 2 9 6 1 2 1 1 1 のように記入すること。
- 18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

注 必ず申請時（審査基準日時点ではありません）に許可を受けている建設業について記入してください。

- 19 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。

注 経営事項審査の受付後、結果が通知されるまでの間に廃業した場合や他行政庁から許可換え新規の許可が降りた場合などは、結果を通知することができませんのでご注意ください。

- 20 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば 1,234,000 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

注 審査基準日の決算における自己資本の額は、貸借対照表における純資産合計の額をいいます。連結決算の場合は、申請会社単独の自己資本額となります。

- 21 1 8 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

注 事業年度を変更したため審査対象年度及び前審査対象年度に含まれる月数が24か月に満たな

い場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合など、決算期が12か月に満たない場合等の換算方法は完成工事高と同じ要領で算出してください（P51参照）。

- 22 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

注 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者が対象です。

ただし、高年齢者雇用安定法による継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下に限る）は雇用期間が限定されても技術職員として含めます。

なお、技術職員に該当する方は、建設業に従事する職員のうち、以下のとおりです。

イ 法人の場合

- ・役員（非常勤を除く。また、監査役も除く。）
- ・雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている方（パート、アルバイト等これに準ずる方を除く。）の合計数
- ・出向者の場合、出向契約書または出向協定書等の出向の事実が確認できる書類もあわせて持参してください。

ロ 個人の場合

- ・事業主及び支配人（非常勤を除く。）
- ・雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている方（パート、アルバイト等これに準ずる方を除く。）の合計数

- 23 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。なお、行政書士による代理・代行の場合、行政書士について記載すること。

(1枚目)

！ 委託業務に係るもの(例:草刈、剪定、道路清掃、保守点検、調査等)は工事ではありませんので、完成工事高には含まれません(工事経歴書も同様)。
 ！ 業種の判断は建設業法第2条別表等により行いますので、発注者において土木工事や建築工事、機械器具設置工事などとして発注された工事であっても、工事内容がそれらの業種ではない他の専門工事に該当する場合は、発注された業種の工事としては認められません(工事経歴書も同様)。

(用紙A4)

2 0 0 0 2

・項番「16」(対象建設業)の業種と一致。
 ・P29の業種コード表より記入する。

工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

記載要領については、
P28からを参照。

「2年平均」を選択する場合は記入不要(決算期を変更した場合や、決算日が月の途中にある場合等を除く)。決算期を変更した場合の記載方法はP52～P58参照(以下同じ)。

項番	業種コード	完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)	完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)
3 1	3 0 5 0	211,800 223,124	209,800 218,124	198,005	198,005
3 2	3 0 5 1	0 0	0 0	0 0	0 0
3 2	3 1 1 0	13,053 13,122	3,736 3,939	8353	1355
3 2	3 1 1 1	0 0	0 0	0 0	0 0
3 3	3 3				
3 4	合計				

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度
 自 0 4 年 0 4 月 至 0 6 年 0 3 月
 自 0 6 年 0 4 月 至 0 7 年 0 3 月
 計算基準の区分
 1. 2年平均
 2. 3年平均

金額は消費税抜き(ただし、免税事業者は消費税込み)。
 千円未満切り捨て。「千円単位」で右詰めで記入し、左余白は空白。

3年平均を選択した場合は、「完成工事高計算表」又は「元請完成工事高計算表」の合計を2で割り、千円未満を切り捨てた数字を記入する(以下同じ)。

！ 審査対象建設業について、完成工事高又は元請完成工事高が「0」の場合も、カラム内に必ず「0」と記入する。

！ 「土木一式工事」のすぐ下の欄には「プレストレストコンクリート構造物工事」、「とび・土工・コンクリート工事」のすぐ下の欄には「法面処理工事」、「鋼構造物工事」のすぐ下の欄には「鋼橋上部工事」を、それぞれ工事実績がなくても記入すること。

工事の種類名と業種コードが一致しているか、必ず確認してください。一致していない場合、誤った結果通知書が発行される可能性があります。

項番「33」の「その他工事」及び項番「34」の「合計」は、この用紙を2枚以上使用する時は、最終の用紙に記入する。

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の有無を必ず記入。2枚目以降も記入する。「有」の場合は持参書類について事前にご相談ください。

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

(2枚目)

(用紙ハ4)

2 0 0 0 2

工事種別完成工事高
工事種別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 3 年 5 月 至 7 年 9 月		審査対象事業年度 自 11 年 13 月 至 15 年 17 月 19 (1.2年平均 2.3年平均)		計算基準の区分																																																																								
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月 ~ 年 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月 ~ 年		項番31については、2枚目以降は記入しない。																																																																										
業種コード 3 2 1 3 0	完成工事高 (千円) 6 10 15 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高 (千円) 16 20 25 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高 (千円) 26 30 35 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高 (千円) 36 40 45 0 0 0 0 0 0 0																																																																									
工事の種類 舗装 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 0 0 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 0 0 0	工事の種類名と業種コードが一致しているか、 必ず確認してください。一致していない場合、 誤った結果通知書が発行される可能性があります。																																																																										
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 0 0 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 0 0 0	<table border="1"> <tr> <th>コード</th> <th>工事の種類</th> <th>コード</th> <th>工事の種類</th> <th>コード</th> <th>工事の種類</th> </tr> <tr><td>010</td><td>土木一式工事</td><td>100</td><td>タイル・レンガ・ブロック工事</td><td>200</td><td>機械器具設置工事</td></tr> <tr><td>011</td><td>プレストレストコンクリート構造物工事</td><td>110</td><td>鋼構造物工事</td><td>210</td><td>熱絶縁工事</td></tr> <tr><td>020</td><td>建築一式工事</td><td>111</td><td>鋼橋上部工事</td><td>220</td><td>電気通信工事</td></tr> <tr><td>030</td><td>大工工事</td><td>120</td><td>鉄筋工事</td><td>230</td><td>造園工事</td></tr> <tr><td>040</td><td>左官工事</td><td>130</td><td>舗装工事</td><td>240</td><td>さく井工事</td></tr> <tr><td>050</td><td>とび・土工・コンクリート工事</td><td>140</td><td>しゅんせつ工事</td><td>250</td><td>建具工事</td></tr> <tr><td>051</td><td>法面処理工事</td><td>150</td><td>板金工事</td><td>260</td><td>水道施設工事</td></tr> <tr><td>060</td><td>石工事</td><td>160</td><td>ガラス工事</td><td>270</td><td>消防施設工事</td></tr> <tr><td>070</td><td>屋根工事</td><td>170</td><td>塗装工事</td><td>280</td><td>清掃施設工事</td></tr> <tr><td>080</td><td>電気工事</td><td>180</td><td>防水工事</td><td>290</td><td>解体工事</td></tr> <tr><td>090</td><td>管工事</td><td>190</td><td>内装仕上工事</td><td></td><td></td></tr> </table>			コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類	010	土木一式工事	100	タイル・レンガ・ブロック工事	200	機械器具設置工事	011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事	020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事	030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事	040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事	050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事	051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事	060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事	070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事	080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事	090	管工事	190	内装仕上工事		
コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類																																																																								
010	土木一式工事	100	タイル・レンガ・ブロック工事	200	機械器具設置工事																																																																								
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事																																																																								
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事																																																																								
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事																																																																								
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事																																																																								
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事																																																																								
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事																																																																								
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事																																																																								
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事																																																																								
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事																																																																								
090	管工事	190	内装仕上工事																																																																										
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 0 0 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 0 0 0	項番33「その他工事」には ・建設業許可を有しているが、今回経審を受審しない業種の完成工事高 ・建設業許可を有していない業種の完成工事高 の合計額を計上する。 ※審査基準日時点では許可を有していたが、経審申請時には許可を有していない業種の完成工事高は、「その他工事」に計上することとなる。																																																																										
工事の種類 その他	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 0 0 0 5 2 5 2 3	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 0 0 0 1 2 8 5 0	項番34「合計」の欄は、項番3 2及び項番3 3に記入した完成工事高の合計を記入する(通常、事業年度終了届の様式第二号、第三号、財務諸表等の完成工事高と一致)。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入する。 注「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」、「鋼橋上部工事」については、重複するため、合計には算入しない。																																																																										
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 0 0 0 2 8 3 0 7 2	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 0 0 0 2 3 0 6 4 9	21 3 3 2 3 2 0 0 2 7 1																																																																										
3 4 合計	0 0 0 2 8 3 0 7 2	0 0 0 2 3 0 6 4 9	21 3 3 2 3 2 0 0 2 7 1																																																																										

契約後 V E に係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2) 無)

**別紙一〔工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高〕の記載要領
(建設業法施行規則より)・注意事項**

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12 か月ごとに決算を完結した場合
 (例) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度について申請する場合
 自令和06年04月～至令和07年03月
 - (2) 6 か月ごとに決算を完結した場合
 (例) 令和6年10月1日から令和7年3月31日までの事業年度について申請する場合
 自令和06年04月～至令和07年03月
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和6年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和7年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
 自令和06年04月～至令和07年03月
 (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和6年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和6年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
 自令和06年01月～至令和06年12月
 - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
 (例) 令和6年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和7年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
 自令和06年10月～至令和07年03月
 - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
 (例) 令和7年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和8年3月31日）より前の日（令和7年11月1日）に申請するとき
 自令和07年10月～至令和00年00月
- 3 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。
 ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあっては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、 で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに

元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土 木 一 式 工 事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機 械 器 具 設 置 工 事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼 構 造 物 工 事	210	熱 絶 縁 工 事
020	建 築 一 式 工 事	111	鋼 橋 上 部 工 事	220	電 気 通 信 工 事
030	大 工 工 事	120	鉄 筋 工 事	230	造 園 工 事
040	左 官 工 事	130	舗 装 工 事	240	さ く 井 工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	し ゅ ん せ つ 工 事	250	建 具 工 事
051	法 面 処 理 工 事	150	板 金 工 事	260	水 道 施 設 工 事
060	石 工 事	160	ガ ラ ス 工 事	270	消 防 施 設 工 事
070	屋 根 工 事	170	塗 装 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
080	電 気 工 事	180	防 水 工 事	290	解 体 工 事
090	管 工 事	190	内 装 仕 上 工 事		

注 項番 [3] [2] の「業種コード欄」は、上記のコード表により該当する工事のコードを必ず記入すること。

注 項番 [3] [2] の「審査対象事業年度」の「工事種類別完成工事高」及び「工事種類別元請完成工事高」の金額カラムには審査対象事業年度期間における工事種類別完成工事高及び工事種類別元請完成工事高を記入する。

〔審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度〕の「工事種類別完成工事高」及び「工事種類別元請完成工事高」の金額カラムには、審査対象事業年度期間終了日以前の 24 か月又は 36 か月の期間から審査対象事業年度期間を控除した期間における工事種類別完成工事高及び工事種類別元請完成工事高を記入する。（ただし、3 年平均を選択した場合は、この工事種類別完成工事高及び工事種類別元請完成工事高を 2 で割り、千円未満の端数を切り捨てた数字を記入すること。）

5 [3] [3] 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

6 [3] [4] 「合計」の欄は、完成工事高においては、[3] [2] 及び [3] [3] に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7 この表は審査対象建設業に係る 4 のコード表中の工事の種類 4 つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後 V E (施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後 V E による縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

注 審査対象建設業について完成工事高又は元請完成工事高が「0」の場合も、カラム内に必ず「0」と記入すること。

8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば [3] [4], [0] [0] [0] のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

完成工事高の移行については、P31をご覧ください。

工 事 種 類 別 完 成 工 事 高 付 表

右欄には、事業年度終了届の完工高を記載し、左欄には、移行後の完工高を記載します(移行できない工事については「その他工事」とします)。

申請者 愛知建設工業株式会社

審査対象業種の完成工事高 (移行後の完成工事高)		左 記 の 内 訳	
(審査対象事業年度)			
建築一式工事 (と 30,000)		建築一式工事	200,000 千円
(解 1,000)	231,000 千円	うち元請	200,000 千円
うち元請 (と 20,000)		とび・土工・コンクリート工事	40,000 千円
(解 1,000)	221,000 千円	うち元請	30,000 千円
その他工事 (と 10,000)	10,000 千円	解体工事	1,000 千円
うち元請 (と 10,000)	10,000 千円	うち元請	1,000 千円
(前審査対象事業年度)			
建築一式工事 (と 20,000)		建築一式工事	150,000 千円
(解 0)	170,000 千円	うち元請	150,000 千円
うち元請 (と 0)		とび・土工・コンクリート工事	20,000 千円
(解 0)	150,000 千円	うち元請	0 千円
		解体工事	0 千円
		うち元請	0 千円
(前々審査対象事業年度)			
建築一式工事 (と 0)		建築一式工事	130,000 千円
(解 0)	130,000 千円	うち元請	130,000 千円
うち元請 (と 0)		とび・土工・コンクリート工事	0 千円
(解 0)	130,000 千円	うち元請	0 千円
		解体工事	0 千円
		うち元請	0 千円

申請業種に含まれる移行元の業種を内数で記載します。

右欄には、事業年度終了届の完工高を記載し、左欄には、移行後の完工高を記載します(移行できない工事については「その他工事」とします)。

対象となる事業年度に、移行業種の完成工事高がゼロの場合でも必ず記載してください。

* 完成工事高の2年平均か3年平均かの選択にあわせて、必要な年数分を記載してください。

工事種類別完成工事高付表の記載要領・注意事項

許可を受けている建設業のうち、経営規模等評価申請を行わない建設業の完成工事高を、その建設工事の内容に応じて、評価対象建設業の完成工事高に含めて申請することができます。(以下「移行」という。)
この場合、工事経歴書(様式第2号)により移行元の工事内容の確認を行います。(追記記載は不要です。)
また、完成工事高の移行をする場合、工事種類別完成工事高付表(P30 参照)を提出してください。

- イ 一つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を二つ以上の業種に分割又は重複計上することはできません。
- ロ 評価対象建設業が、土木工事業又は建築工事業(以下「一式工事業」という。)である場合は、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業(評価対象建設業として申出をしている建設業を除く。)に係る建設工事の年間平均完成工事高を、下表に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます(例1、例2参照)。なお、両一式工事業に共通する業種については、工事の目的(土木系・建築系)で振り分けてください。
- ハ 評価対象建設業が、一式工事業以外の建設業である場合は、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。)に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の作業内容に応じて当該一式工事業以外の建設工事の完成工事高に含めることができます(例3参照)。専門工事間の移行における一般的な事例は下表を参照してください。
- ニ 審査対象事業年度の移行を行った場合、前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度も移行可能完成工事高はすべて移行してください。審査対象事業年度のための移行はできません。
また、両一式工事に移行可能な業種については、全ての完成工事高を両一式工事に移行してください。
完成工事高の一部分が評価対象業種でない場合のみ、その他工事へ計上することになります(例1、2参照)。
- ホ 申請年毎に移行の有無の見直しが可能です。

一式工事に専門工事の完成工事高を移行する場合

(太字*は土木・建築に共通)

専門工事業				一式工事業
大*	と*	石*		→ 土 木
タ*	鋼*	筋*		
舗	しゅ	塗*		
水	解*			

専門工事業				一式工事業
大*	左	と*		→ 建 築
石*	屋	タ*		
鋼*	筋*	板		
ガ	塗*	防		
内	具	解*		

専門工事の間で完成工事高を移行する場合の一般的な事例

電気	⇔	電気通信
管	⇔	水道施設
とび・土工・コンクリート	⇔	石、造園

〈評価対象工事高記載の例示〉

例1 (と)を(土)に移行する場合

許可業種	完成工事高	評価対象業種	経審における種類別完成工事高
土木	197,000	土木	212,000 (と 15,000)
とび・土工 〔土木系 15,000 建築系 10,000〕	25,000	申請不可	
管	1,500	管	1,500
鋼構造物 〔土木系 1,353 建築系 7,000〕	8,353	鋼構造物	8,353
舗装	0	舗装	0
解体 〔土木系 0 建築系 3,000〕	3,000	解体	3,000
その他	0	その他	(と 10,000)
計	234,853		234,853

例2 (と)(石)(鋼)(舗)(塗)を(土)に、
(大)(と)(石)(鋼)(塗)(内)(解)を(建)に移行する場合

許可業種	完成工事高	評価対象業種	経審における種類別完成工事高
土木	100,000	土木	112,500 (と 5000、石 1000、鋼 1000、舗 5000、塗 500)
建築	100,000	建築	127,500 (大 5000、と 3000、石 2000、鋼 6000、塗 2500、内 1000、解 8000)
大工	5,000	申請不可	
とび・土工 〔土木系 5,000 建築系 3,000〕	8,000	申請不可	
石 〔土木系 1,000 建築系 2,000〕	3,000	申請不可	
鋼構造物 〔土木系 1,000 建築系 6,000〕	7,000	申請不可	
舗装	5,000	申請不可	
塗装 〔土木系 500 建築系 2,500〕	3,000	申請不可	
内装仕上	1,000	申請不可	
解体 〔土木系 0 建築系 8,000〕	8,000	申請不可	
その他	0	その他	0
計	240,000		240,000

例3 (通)を(電)に移行する場合

許可業種	完成工事高	評価対象業種	経審における種類別完成工事高
電気	1,000	電気	1,500 (通 500)
電気通信	500	申請不可	
計	1,500		1,500